被災者生活再建支援法の一部を改正する法律案要綱

一　被災者生活再建支援金の支給対象の拡充

第二条第一項第二号の政令で定める自然災害は、一の市町村、都道府県等の区域内において自然災害により一定程度以上の被害が発生した場合において、その区域内において当該自然災害によりその居住する住宅の全壊等の被害を受けた世帯のほか、その他の市町村、都道府県等の区域内において当該自然災害によりその居住する住宅の全壊等の被害を受けた世帯も全て被災世帯に該当することとなるように、定めるものとすること。

（第二条第二項関係）

二　施行期日等

１　この法律は、公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

（改正法附則第一項関係）

２　その他所要の規定の整理を行うこと。